

平成29年12月6日（水曜日）午前9時 開議

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第79号 専決処分の承認について

日程第3 議第80号 専決処分の承認について

日程第4 議第81号 専決処分の承認について

日程第5 議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定について
- 議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成29年第 6 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御承知願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、10番 後藤省治君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第 1 諸般の報告

---

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 2 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 2 議第79号 専決処分の承認について

---

○議長（角田 寛君） 日程第 2、議第79号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第79号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る 9 月28日に衆議院が解散されたことに伴い、平成29年10月22日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算につきまして補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成29年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）を平成29年 9 月28日に専決処分いたしました。そのため、同条第 3 項の規定によりまして、議会に報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りま

すようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、ただいま上程されました議第79号 専決処分の承認につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

町長の提案理由にもございましたように、去る9月28日でございますけれども、衆議院の解散に伴いまして10月22日に総選挙が実施されました。係ります衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査執行経費につきまして補正をいたす必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、ここに報告いたし、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成29年度垂井町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

専決処分書をめくっていただきまして、表紙から3枚目をお開き願いたいと思います。

まず、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,047万8,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ93億4,158万6,000円といたすものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出金額は、1ページにございますとおり第1表の歳入歳出予算補正によることとしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

細部にわたりましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳出から御説明をさせていただきますが、6ページをお開き願いたいと思います。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費でございます。節1報酬でございますが、選挙管理委員の報酬を初め、期日前投票所の投票管理者及びその投票立会人、並びに各投票所の投票管理者及び投票立会人、あわせて選挙当日の開票管理者、開票立会人それぞれの報酬をお願いいたしたところでございます。合わせまして112万2,000円の補正でございます。

次に、節3の職員手当等でございますが409万円、こちらにつきましては、投開票事務に従事いたします職員の時間外勤務手当等でございます。

次に、節8の報償費でございます。合計で39万7,000円の補正でございますが、ポスター掲示場の設置に係ります民地借地のお礼、あるいは投票立会人、また各自治会長さんに選挙公報の配付を依頼したところでございますが、係ります配付の報償費等でございます。合計で39万7,000円の補正を措置したところでございます。

次に、節11の需用費でございます。選挙事務に係ります消耗品費、それから燃料費、公用車等のガソリン代でございますが、それから3番にございます食糧費、また印刷製本費につきましては、入場券あるいは町選挙区の氏名掲示場の印刷物など、そしてまた光熱水費、修繕料等につきましては、開票のときに使います計数機でございますけれども、そちらの修繕料を措置

いたしたところでございます。需用費の合計で92万4,000円の補正を行ったところでございます。

次に、節12の役務費につきましては、投票所の入場券の郵送料などに係ります通信運搬費でございまして、また手数料でございまして、投票用紙計数機等の点検手数料、それから投票用紙の分類機設定立ち会いなどに係ります手数料ほかでございまして、役務費の合計といたしまして130万円の措置を行ったところでございます。

次に、節13の委託料でございまして、ポスター掲示場の設置、それから撤去費用を初め、3番にございまして期日前投票所の労働者派遣業務の委託料、また7ページの5番にございまして開票システム改修業務など、委託料の合計といたしまして239万5,000円の補正を行ったところでございます。

次に、節14の使用料及び賃借料でございまして、電子計算機等の使用料といたしまして3万4,000円、それから節18の備品購入費でございまして21万6,000円でございまして。

以上が歳出でございまして。

次に、歳入に移りますが、5ページをごらんになっていただきたいと思っております。

款14県支出金、項3委託金、目1総務費委託金でございまして、節4の選挙費委託金でございまして、衆議院議員選挙の委託金といたしまして1,047万8,000円、国から県を經由してまいります委託金でございまして、この委託金につきましては全額を歳出予算全てに充てさせていただいたものでございまして。

なお、今回の補正に係ります給与費明細書を最後の8・9ページに掲載をさせていただいておりますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

以上、簡単でございまして補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

日程第3 議第80号 専決処分の承認について

---

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第80号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第80号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る平成29年9月8日午後2時40分ごろ、垂井町字梅之木原1796番9の地先、町道垂井168号線上において、乗用草刈り機による作業中に飛散した石が相手方自動車を破損させた事故につきまして、平成29年11月17日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました議第80号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生日時につきましては、平成29年9月8日午後2時40分ごろでございます。事故の発生場所につきましては、垂井町字梅之木原1796番9地先、町道垂井168号線上、相川右岸河川敷、相川橋下流付近でございます。

事故の発生状況につきましては、乗用草刈り機作業中におきまして、飛び石が駐車中の車両を直撃し、運転席の窓ガラスが破損する事案が発生したものでございます。

次に、被害車両と損害程度と損害額につきましては、運転席側の窓ガラスの全損、運転席側窓ガラスの破損時におきまして飛散したガラス片によるボディーに傷がつき、その板金、飛散したガラスがクーラー吹き出し口から内部に侵入したことによる修繕でございます。

修繕金額といたしまして48万9,896円でございます。その間、同等の代車費用といたしまして28万3,500円で総額77万3,396円となっており、過失割合といたしまして、垂井町が100%となる示談が平成29年11月17日に成立をいたしましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので御承認いただくものです。

なお、全額が垂井町の加入する全国町村会損害賠償保険の適用となっております。

今後につきましては、作業におきまして、草などの飛散する方向について、河川側にまき散らしをし、草刈り作業に当たるものといたします。なお、継続して、作業における周囲に散策する歩行者や駐停車する車両が見受けられた際には一時作業を中断する等、細心の注意を払い

遂行し、事故防止の意識高揚に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしく御理解賜りますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 専決処分の承認については、これを承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

---

#### 日程第4 議第81号 専決処分の承認について

---

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第81号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第81号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る平成29年10月27日午後6時30分ごろ、垂井町表佐字八香5316番地先、町道垂井104号線におきまして、相手方自動車が道路端の陥没箇所を走行し破損した事故につきまして、平成29年11月22日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました議第81号、和解及び損害賠償に係る専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、事故の発生日時につきましては、平成29年10月27日午後6時30分ごろでございます。発生場所につきましては、垂井町表佐字八香5316番地先、町道表佐104号線上でございます。

事故の発生状況につきましては、被害車両は自宅から所用のため北進に通行していたところ、事故発生場所におきましてアスファルト舗装が幅70センチ、長さ90センチ、深さ10センチの陥没があり、通過時にタイヤ亀裂及びアルミホイールの損傷する事故が発生をいたしました。

次に、被害車両の損害程度と被害額につきましては、左前輪タイヤパンク及びホイールの損傷でございます。

修理費用といたしまして、タイヤの交換2万5,611円でございます。ホイールにつきましては、走行に支障がないため修理はせず、現状とおりとなっております。

事故の発生状況の諸条件等を考慮しつつ、被害者と示談に係る協議を重ね、道路管理者の過失が5割、また運転者の過失5割とすることで合意に至り、損害賠償額を1万2,806円とし、平成29年11月22日に示談が成立し、損害賠償金額並びに保険金申請の手続を速やかに進める必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、御承認いただくものでございます。

なお、当該全額が垂井町の加入する全国町村会損害賠償保険の適応となっております。

事故の原因と今後の対応につきましては、アスファルト舗装の経年劣化及び10月22日から台風21号による大雨の影響で表層剥離が起き、その後、走行する一般車両によりまして陥没箇所が広がったことによるものでございます。

したがいまして、事故再発防止のため、全職員に対し道路パトロールの協力依頼を周知し、移動時においては、道路等の支障を発見した際には速やかに道路管理者へ連絡をするように周知など、一層強化に努める所存でございますので、何とぞよろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

- 
- 日程第5 議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定について
- 議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第82号から94号までを一括して提案理由、御説明を申し上げます。

まず、議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正と、議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につき

ましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律において地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正につきましては、垂井幼稚園、垂井西保育園、垂井東保育園を統合し、平成30年度から垂井こども園を開園するため、所要の改正を行うものであります。

議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正と、議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理を可能にするため、所要の改正を行うものであります。

議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議につきましては、昭和52年10月1日以降の規約の改正事項から総務大臣に改めて許可を求めるものと、組合からの脱退並びに議員の選挙、執行機関の組織及びその補助機関等について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定につきましては、少し長目の提案説明になることをお許しいただきたいというふうに思います。

本町では、昭和47年以来、5次にわたりまちづくりの指針として総合計画を策定し、それぞれの計画の将来像を目指し、企業誘致といった産業施策、住宅施策や福祉施策など、時代に合ったまちづくりに取り組んできたところであります。

しかし、本町を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化の進行など大きく変化しており、現在の第5次総合計画が本年計画最終年を迎えることから、住民、議会、行政それぞれのまちづくりの主体が今後のまちづくりの方向性や方策を共有し、その実現に向けて計画的に取り組むため、まちづくりの総合的なナビゲーションとして新総合計画である第6次総合計画を策定するに当たり、垂井町総合計画条例第8条の規定により、基本構想を策定することについて議会の同意を求めるものであります。

それでは、基本構想の内容につきまして、その概要を申し上げます。

基本構想は、前文、垂井町の将来像、将来の目標人口、施策の大綱、将来の都市構造から成っております。

まず初めの前文であります、今申し上げましたような総合計画策定の趣旨について定めております。

次に、垂井町の将来像であります、第6次総合計画においては「ひととまちが輝く 地域共創都市 ～さらなる やさしさと活気を求めて～」と定めさせていただきました。

第5次総合計画におきましてもさまざまな施策に取り組み着実に成果を得てきたところではありますが、現在の社会情勢は予想以上の速さで変化しており、今、本町にとって最大の課題は人口減少への対応であります。この人口減少は日本全体の問題でもあります、地域コミュニティの維持を妨げ、人や企業の活動の低下を招き、各自治体間の過剰な地域間競争を生み出すおそれがあるものであります。

そのため、まちづくり基本条例にもありますように、全ての住民がまちづくりの主権者であることを認識し、まちづくりに積極的に参加するために努め、地域力を高めながら住民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、持続可能で活力ある町であり続けられるよう、人口減少問題に挑戦をし、みずから手で町の未来を切り開いていきます。

本町には、豊かな自然や歴史・文化、地理的優位性といった資源、言い換えれば垂井町らしさということができると思いますが、これらの資源を最大限に活用し、第5次総合計画でも目指した優しさと活気をさらに深めていきたいと考えております。

こうした取り組みにより人と町が輝き、全ての人が町の財産として新たな共同社会をともにつくっていく将来を思い描き、「ひととまちが輝く 地域共創都市 ～さらなる やさしさと活気を求めて～」という将来像を掲げさせていただいたところでもあります。

次に、将来の目標人口であります、本町の人口は平成12年に2万8,935人をピークとして迎え、今後は減少スピードが加速し2060年、つまり約40年後には1万7,297人、現在の人口から1万人ほどが減るといふ推計が出ているところでもあります。

そのため、2030年までに合計特殊出生率を1.8人まで上昇させ、10代から30代の若年者の転出を抑制することを目標とし人口減少に歯どめをかけ、本計画の最終年である2027年に2万6,000人の人口を維持することを目標人口と定めたところでもあります。

次に、施策の大綱であります、将来像実現に向け7つのまちづくりテーマを設定し、それぞれの目指す町の姿と取り組むべき内容について定めさせていただきました。

第1には、協働として、まち全体が活発でみんなで育む幸福度の高いまち。第2には、安全・安心として、自ら考えみんなで行く安全・安心なまち。第3には、都市基盤・環境として、将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち。第4には、産業・交流として、魅力的な産業により交流が活発な活気あるまち。第5には、福祉・健康として、すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち。第6には、教育・文化として、ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（「人財」）を育てるまち。第7には、行財政運営として、総合計画を実行・実現できるまち。以上7つのテーマを定めたところでもあります。

最後に、将来の都市構造であります、計画実現に当たり戦略的にまちづくりを推進するた

め、本町における土地利用状況や交通体系をも考慮し、将来に向けた土地利用の方針等を定めさせていただいたところであります。

なお、本計画策定に当たりましては、住民皆様に対するアンケートやワークショップ、中学生に対するアンケートや高校生のワークショップといった将来を担う若い世代の参加、各地区まちづくり協議会に御協力いただきましたふれあいトーク、パブリックコメントや答申していただきました総合計画審議会など、多くの皆様に御協力をいただき本日提案させていただくことにいたしました。ここに本計画策定にかかわっていただきました皆様に深く感謝を申し上げますとともに、第6次総合計画における将来像実現のため、全町一丸となって今後10年間のまちづくりに取り組み、次世代にこのすばらしい垂井町を継承していきたいと考えております。

なお、施策の大綱と将来の都市構造の細部につきましては、後ほど担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,163万4,000円を追加し、予算総額を93億8,322万円とするものであります。

総務費では、総務管理費におきまして、番号法制度対応業務に係ります委託料につきまして増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、介護保険特別会計への繰出金、けやきの家移転改修実施設計業務に係ります委託料につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

また、児童福祉費におきましては、子ども・子育て支援交付金など過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、子育て支援センター臨時職員に係ります共済費及び賃金、私立保育所運営費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきましてそれぞれ増額措置をいたしましたところであります。

衛生費では、清掃費におきまして、クリーンセンターの1号炉乾燥火格子補修工事に係る工事請負費につきまして増額措置をいたしますとともに、県支出金のエコドーム環境整備事業振興補助金の交付決定に伴います財源更正をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

商工費では、垂井東町コミュニティセンター改修工事に係る工事請負費につきまして増額措置をいたしております。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、県工事負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

また、都市計画費におきましては、県支出金の駅周辺施設環境整備事業振興補助金の交付決定に伴います財源更正をいたしております。

あわせて住宅費におきましては、町営住宅の修繕に係ります需用費につきまして増額措置をいたしました。

教育費では、小学校費におきまして、新入学用品費扶助に係ります扶助費につきまして増額措置をいたしました。財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,869万9,000円を追加し、予算総額を35億9,417万4,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では総務管理費におきまして、国民健康保険被保険者証を、現行の世帯証から個人証へ変更することに伴い、必要となります需用費、役務費を、また国民健康保険個人被保険者証対応業務に係ります委託料につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、療養給付費等負担金など過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,771万1,000円を追加し、予算総額を24億4,356万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、国庫支出金の介護保険制度改正等システム改修補助金の交付決定に伴います財源更正を行いました。

また、保険給付費では、介護サービス等諸費の居宅介護福祉用具購入費負担金、介護予防サービス等諸費の介護予防居宅サービス給付費負担金及び介護予防サービス計画給付費負担金、高額介護サービス等費の高額介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金と、サービス給付費諸費の審査支払手数料に係ります役務費につきましてそれぞれ増額措置を行ったところであります。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、介護給付費負担金など国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額措置を行いました。

また、繰入金におきましては、一般会計への繰入金につきまして増額措置を行ったところであります。財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図ったところであります。

最後に、議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ69万5,000円を追加し、予算総額を3億3,269万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、諸支出金の繰入金におきまして、一般会計への繰入金につきまして増額措置を行いました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第82号につきましては、一部産業課所管の施設もございますので、総務課のほうからあわせて御説明を申し上げたいと思います。

そして、議第84号及び議第89号につきまして、総務課のほうの所管でございますので補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに改正条例の新旧対照表につきましては、それぞれ1ページをお開きになっていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、当該施設を、地方自治法第244条の2第3項に規定されております指定管理者による管理が可能となるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。議案書をごらんください。

垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条につきましては、本条を趣旨規定に改めるため、見出し及び条文の末尾の文言をそれぞれ改め、また後の条文にも出てまいります。地方自治法第244条の2の規定を引用する条文を新たに追加いたしますことから、あわせて文言の整理を行うものでございます。

続きまして第3条でございますが、本条は施設の管理についての規定でございますが、このたび指定管理者に管理を行わせることができるとした指定管理者による管理の規定を新たに加えることにあわせて、本条を削除いたすものでございます。

なお、この削除に伴いまして、第4条から第11条までをそれぞれ1条ずつ繰り上げを行い、それぞれの規定中にて引用しております条項についても繰り上げ後の条項となるよう改め、あわせて常用漢字の改定によりまして「き損」を漢字表記といたし、使用料の規定におきましては、指定管理者による管理体制も視野に入れる中でただし書きを削除いたしたものでございます。

続きまして議案書の2ページに入りますが、第12条を第16条に繰り下げをいたしまして、第10条の次に指定管理に関する規定として、新たに5つの条を追加いたすものでございます。

先ほども触れましたが、第11条では指定管理者による管理を、第12条では指定管理者の指定の手続等を、第13条におきましては指定管理者が行う業務の範囲についてを、第14条では指定管理者が行う管理の基準を、第15条では指定管理者が行う場合の利用料金をそれぞれ規定するものでございます。

次に、議案書の3ページでございますが、別表中におきまして、条名の表示を引用規定の繰り上げに伴い、「第7条」を「第6条」に改めさせていただくものでございます。

なお、附則の第1項につきましては、この条例を公布の日から施行する旨規定をさせていただくものでございます。

また、第2項といたしましては、改正に伴う申請その他の行為に関しまし経過措置につきまして規定をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては10ページになりますので、ごらんいただきたいと思います。

本改正につきましては、町長の提案説明にもございましたとおり、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び人事院規則の改正などを踏まえまして、非常勤職員に係ります育児休業の延長のほか、育児休業が再取得できる条件などについて改正を行わせていただいたところでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加えるものでございます。

非常にあちこち飛びまして申しわけございませんが、対照表につきましては11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加えるものでございます。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の規定でございますが、この規定につきましては、養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合についての規定の内容でございますが、1歳6カ月から2歳までの子を養育するため、1歳6カ月到達日の翌日または1歳6カ月到達日後の期間において、この条の規定により任期の末日まで育児休業を取得しており、任期が更新されるなどした場合につきましては、当該任期末日の翌日を初日とする育児休業をする場合で、次の各号のいずれにも該当するときといたしましては、議案書の2ページになりますけれども、第1号の規定では、当該子について、非常勤職員またはその配偶者が1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合、第2号につきましては、1歳6カ月到達日後の期間について、特に必要と認められる場合として町の規則で定める場合に該当する場合の規定を新たに追加いたすものでございます。

次に、第3条関係でございますが、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情、再度育児休業を取得できる特別の事情の規定の内容でございますが、対照表では13ページになりますけれども、第6号に、保育所等利用申し込みを行っているが利用できない場合について新たに加えるもの、第7号では、先ほどの第2条の4の規定に該当することを新たに付け加える

ものでございます。

また、第4条の育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情の規定につきましては、第11条の育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定の第7号につきましても同様に保育所等の利用申し込みを行っておりますけれども、当面その実施が行われないことについて改めてつけ加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、議第89号でございますが、岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、29ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、昭和52年10月1日以降の議決をいただいております改正内容について、地方自治法第286条の規定により、改めて総務大臣の許可を求めるもののほか、新たに構成団体が脱退すること、また組合議員選挙に関すること、その他文言の整理など所要の改正を行うものでございまして、規約変更に係ります構成団体との協議に当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、同一の規約を50条に分けて行う方式となっております。そのため、新旧対照表につきましては、第1条による改正前の昭和52年9月30日現在と、全50条改正後の状態との比較となっておりますことから、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

第1条から、議案書の12ページの第48条までの改正につきましては、いずれも岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を次のように改正をいたすものでございますが、先ほど御説明申しましたとおり、既に過去におきまして議決をいただいております内容でございます。構成団体の脱退や加入による改正、組合議会の組織の変更、文言の整理などが主な改正内容でございます。改めて総務大臣の許可を求めるための事務手続上のものでございます。何とぞ御理解いただきたいと思います。

続きまして、49条でございます。

議案書の12ページでございますが、第49条による改正でございますが、可茂広域行政事務組合が平成29年3月31日をもって解散したことに伴いまして、別表から削除いたすものでございます。

次に、第50条による改正でございます。

第5条につきましては、組合の議会の組織に関する規定でございますが、町村の長、町村の議会議長である組合議員について、それぞれ構成団体たる町村の互選に改めるものでござい



す。

第8条第5項につきましては、正副組合長のいずれも事故あるときなどの職務代理の規定について、法定事項であるため、これを削り、第6項を第5項といたすものでございます。

第9条の職員の規定につきましては、規定の参考例に倣いまして文言の整理を行ったものでございます。

第4章は、章名を退職手当に改めるものでございます。

議案書13ページの第11条に入りますが、退職手当を受ける者の範囲については、任用や派遣等の形態が多様化している実態を踏まえ、文言の整理を行うものでございます。

第12条、退職手当の額の規定につきましては、地方公務員法の規定に倣い文言の整理を行うものでございます。

第14条の見出しにつきましては、体裁を整えるためのものでございます。

第15条の特別負担金につきましても、特別退職の形態が多様化している実態を踏まえ、文言の整理を行うものでございます。

別表につきましては、本巢消防事務組合が30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって退職手当組合から脱退するため、これを削り、あわせて表の体裁を改めさせていただくものでございます。

附則でございますが、この規約は総務大臣の許可のあった日から施行すること。ただし、第50条までのそれぞれの改正規定について、表、右欄の適用年月日から適用いたすものでございます。

以上、議第82号、議第84号及び議第89号につきまして、総務課のほうからは補足説明等をさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） 私のほうからは、企画調整課所管に係ります議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書並びに改正条例の新旧対照表5ページをごらんください。

今回の改正につきましては、当該施設を地方自治法第244条の2第3項に規定されております指定管理者による管理が可能となるよう所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について御説明させていただきます。議案書のほうをごらんください。

垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条につきましては、本条を趣旨規定に改めるため、見出し及び条文の末尾の文言をそれ

ぞれ改め、また後の条文にて、地方自治法第244条の2の規定を引用する条文を追加することから文言の整理を行うものでございます。

続きまして第4条でございますが、本条は施設の管理についての規定でございます。このたび指定管理者による管理の規定を新たに加えることにあわせて本条を削除するものでございます。

なお、この削除に伴いまして第5条から第12条までを1条ずつ繰り上げ、それぞれの規定において引用しております条項についても繰り上げ後の条項となるよう改めるものでございます。また、常用漢字の改定によりまして「き損」を漢字表記とし、使用料の規定におきましては、指定管理者による管理体制も視野に入れる中でただし書きを削除するものでございます。

続きまして、第13条を第17条に繰り下げまして、第11条の次に指定管理に関する規定として、新たに5つの条を追加するものでございます。

第12条では指定管理者による管理を、第13条では指定管理者の指定の手續等を、第14条では指定管理者が行う業務の範囲を、第15条では指定管理者が行う管理の基準を、第16条では指定管理者が行う場合の利用料金を規定するものでございます。

別表中においては、条名の表示を、引用規定の繰り上げに伴い、「第8条」を「第7条」に改めるものでございます。

附則の第1項は、この条例を公布の日から施行する旨、第2項では、改正に伴う申請その他の行為に関する経過措置について規定するものでございます。

以上、議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定について補足説明をさせていただきます。

私のほうからは、基本構想の施策の大綱と将来の都市構造について説明をさせていただきます。

議案書に添付されております第6次総合計画（案）の5ページをごらんください。

施策の大綱でございますが、7つのまちづくりテーマを設定しております。

第1は、協働でございます。住民、議会、行政それぞれが役割と責任を果たしながら、相互に協力して自主・自律したまちづくりを推進します。これらの取り組みによりまちづくり活動が活発となり、全ての住民がこの町に出会えてよかったと思える幸福度の高い町を目指します。

第2は、テーマ、安全・安心でございます。災害などから住民の生命や財産を守ることができるよう、行政による公助だけでなく自助・共助といった地域での活動を推進します。これらの取り組みにより自分の身は自分で守るを基本に、自分でできないことは地域で助け合い、地域でできないことは行政が支援するなど、安全・安心なまちづくりにみんなで取り組める町を目指します。

第3は、テーマ、都市基盤・環境でございます。人口減少などに合わせ都市基盤の維持や整備を進めるとともに、公共交通網の利便性の向上や増加する空き家等の適正管理、有効活用を図り、社会情勢に応じたまちづくりを進めます。これらの取り組みにより、長期的視野に立った快適で住みやすい生活基盤が整った町を目指します。

第4は、産業・交流でございます。農地や森林を適正に保存し、効率的な活用を図るとともに、本町の地理的優位性を生かしながら企業誘致や新規起業者、既存企業などの支援を行います。また、豊富な歴史資源や文化、伝統、自然環境を生かす観光戦略を進めながら、観光振興の恩恵が地域経済に寄与できるような仕組みづくりを進めます。これらの取り組みにより、多くの産業が活性化し、活気あふれる町を目指します。

第5は、テーマ、福祉・健康でございます。子供を産み育てやすい切れ目のない支援体制づくりを進めるとともに、子供や高齢者、障がい者など全ての住民が地域に支えられ、地域で過ごし続けることができる環境づくりを進めます。これらの取り組みにより、人と人が支え合い、思いやりの心で優しさに触れながら全ての住民が笑顔になれる町を目指します。

第6は、テーマ、教育・文化でございます。児童・生徒が確かな学力を身につけ、互いを理解し、健康づくりに取り組む教育を家庭や地域、学校が連携を図りながら進めます。また、全ての住民が生涯学習や生涯スポーツに親しみ、豊富な歴史資源や文化・伝統を後世に伝え、健康的で文化的な生活を送れるような環境づくりを行います。これらの取り組みにより、ふるさと垂井に誇りや愛着を持った、これからの担う全ての住民を本町の財産として育てていくまちづくりを目指します。

第7は、テーマ、行財政運営でございます。本町における行財政運営などのマネジメント力を高め、総合計画で定める戦略と戦術を確実に進めます。また、本町の魅力をさまざまな媒体を活用し効果的にプロモーションすることにより、移住・定住者の増加や交流人口の増加、企業の新規誘致に効果的につなげます。これらの取り組みにより、総合計画で定めるテーマ別戦略、さらには組織別行動計画を確実に実行・実現することで、持続可能な活気ある町を目指します。

続きまして、将来の都市構造でございます。

総合計画（案）の8ページと11ページの都市構造図をあわせてごらんください。

本町を通る国道や県道、その他主要な道路は、都市間軸と地域間軸として位置づけます。

都市間軸につきましては、他の都市と連携する道路であることから、町中心部を東西に横断、南北に縦断する国道21号や県道を位置づけ、利便性の向上を促進するよう道路管理者との連携を強化するとともに、沿線に企業や商業施設などの立地を誘導します。

地域間軸につきましては、7つの地区のコミュニティが相互に連携する主要な道路を位置づけ、都市機能集積拠点との連携を強化します。拡張が困難である道路は迂回路の整備を推進します。

続きまして、町内に都市機能集積拠点と観光交流拠点という2つの拠点を設けます。

都市機能集積拠点につきましては、人口減少などを迎え、住民の生活を支える機能の維持が困難となるおそれがあることから、JR垂井駅や新庁舎などを中心としたエリアを都市機能集積拠点として位置づけ、生活を支える都市機能の充実を図るとともに、全てに優しい基盤整備の促進を図ります。

次に、観光交流拠点につきましては、北部、中部、南部のそれぞれの代表的な観光エリアを観光交流拠点として位置づけ、点在する他の観光施設とともに交流人口の拡大を図ります。

続きまして、土地利用の方針について御説明させていただきます。

市街地や郊外居住地において、住居や商業、工業地を戦略的に整備し、農地や自然環境の保全を図るため、本町の全域を市街地環境整備ゾーン、商業集積ゾーン、工業集積ゾーン、郊外居住ゾーン、農地保全ゾーン、自然共生ゾーンの6つのゾーンと区分し、それぞれの特徴に配慮した取り組みを図り、都市間軸や地域間軸、都市機能集積拠点、観光交流拠点の整備とあわせて人口減少社会に対応すべく戦略的なまちづくりを推進します。

以上、議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、議第85号及び議第86号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正についてですが、2つの条例はそれぞれ健康福祉課と学校教育課の所管ですが、関連がありますので一括して私のほうから説明をさせていただきます。

今回の2つの条例の改正につきましては、平成30年度から垂井幼稚園、垂井西保育園及び垂井東保育園を統合した垂井こども園を新しく開設するためと、3歳児から幼稚園受け入れに伴い、保育施設での合同保育を実施するため、それぞれ所要の条例改正をお願いするものです。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表の14ページからも参考にごらんいただきたいと存じます。

初めに、第1条の垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正ですが、保育所の名称及び位置を定める第2条の表において、垂井町立垂井西保育園の項及び垂井町立垂井東保育園の項を、垂井町立垂井こども園（保育園部）の項に改め、位置は垂井町1007番地の1とするものです。

続きまして、第2条の垂井町立幼稚園条例の一部改正ですが、幼稚園の名称及び位置を定める第2条の表において、名称の「垂井町立垂井幼稚園」を「垂井町立垂井こども園（幼稚園部）」に改め、位置は「垂井町1041番地」を「垂井町1007番地の1」に改めるものです。これらにより新しい垂井こども園を保育所施設及び幼稚園施設としてそれぞれ位置づけるとともに、保育園児と幼稚園児の合同保育ができることとなります。

次に、垂井町立表佐幼稚園の項においては、位置の欄に垂井町表佐1506番地（垂井町立表佐保育園内）を加えるものですが、表佐保育園に幼稚園機能を位置づけることにより、保育園児と幼稚園児の合同保育ができることとなります。これにより、町内の全ての公立保育施設において合同保育のできる体制が整うこととなります。

附則ですが、施行期日といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただきます。

続きまして、議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に基づきまして、介護保険法が改正されたことに伴い2つの条例の改正をお願いするものです。2つの条例の改正は、基本的に同じ内容で、1点目は、認知症を定める条項、介護保険法第5条の2がもともと1項立てであったものが、今回3項立てに改正されたことに伴い、本条例が引用する認知症の定義について、第5条の2第1項に改めるものです。

2点目は、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理下における介護、機能訓練等及び日常生活上のお世話を行う施設である介護医療院の創設に伴い、本条例の介護保険施設の引用箇所に当該名称を加えるものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表の16ページからも参考にごらんいただきたいと存じます。

初めに、第1条の垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、1点目が、認知症の定義に係る第59条の9第6号において引用する介護保険法の条項について、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものと、2点目が、介護医療院について、第82条第6項の表において、介護保険施設の引用箇所の最後に介護医療院を加えるものです。

続きまして、第2条の垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、こちらも1点目が認知症の定義に係る第4条において引用する介護保険法の条項について、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものと、2点目が、介護医療院について、第44条第6項の表において、介護保険施設の引用箇所の最後に介護医療院を加えるものです。

附則ですが、施行期日といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただきます。

以上、議第85号及び議第86号の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、産業課所管に係ります議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

まず、議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、新旧対照表の19ページからをごらんください。

今回の改正につきましては、当該施設を地方自治法第244条の2第3項に規定されています指定管理者による管理が可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、本条を趣旨規定に改めるため、見出しを改め、また後の条文にて地方自治法第244条の2の規定を引用する条文を新たに追加することから、文言の整理を行うものであります。

第2条第2項の表につきましては、谷転作研修所、新井集落センター及び下町集落センターについて、転作研修所等の位置の表示を訂正するものであります。

第3条につきましては、本条は施設の管理についての規定でございますが、このたび指定管理者に管理を行わせることができるとした指定管理者による管理の規定を新たに加えることにあわせて本条を削除するものであります。

なお、この削除に伴いまして、第4条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、それぞれの規定中に引用しております条項についても繰り上げ後の条項となるように改め、またそれぞれ文言の整理をし、常用漢字の改定によりまして「き損」を漢字表記とするものであります。

また、使用料につきましては、8条のただし書きを削除し、新たに文言を整理し、第7条第2項に明示するものであります。

続きまして、第12条を第16条へ繰り下げまして、第10条の次に指定管理に関する規定として新たに5つの条を追加するものであります。

11条では指定管理者による管理を、第12条では指定管理者の指定の手續等を、第13条では指定管理者が行う業務の範囲を、第14条では指定管理者が行う管理の基準を、第15条では指定管理者が行う場合の利用料金をそれぞれ規定するものであります。

また、別表中においては、条名の表示を引用規定の繰り上げに伴い、「第8条」を「第7条」に改めるものであります。

なお、附則の第1項は、この条例を公布の日から施行する旨規定するものであります。

また、第2項といたしましては、改正に伴う申請その他の行為に関します経過措置について規定させていただくものであります。

続きまして、議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、新旧対照表の24ページからをごらんください。

今回の改正につきましては、先ほどと同様に、当該施設を地方自治法第244条の2第3項に規定されています指定管理者による管理が可能となるよう、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、本条を趣旨規定に改めるため見出しを改め、また後の条文にて、地方自治法第244条の2の規定を引用する条文を新たに追加することから、文言の整理を行うものであります。

第2条第2項第2号につきましては、林業センターの位置の表示を訂正するものでございます。

第3条につきましては、本条は施設の管理についての規定でございますが、このたび指定管理者に管理を行わせることができるとした、指定管理者による管理の規定を新たに加えることにあわせて本条を削除するものであります。

なお、この削除に伴いまして、第4条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、それぞれの規定中に引用しております条項についても繰り上げ後の条項となるように改め、またそれぞれの文言を整理し、常用漢字の改定によりまして「き損」を漢字表記とするものであります。

また、使用料につきまして、8条のただし書きを削除し、新たに文言を整理し、第7条第2項に明示するものであります。

続きまして、第12条を第16条へ繰り下げまして、第10条の次に指定管理者に関する規定として、新たに5つの条を追加するものであります。

第11条では指定管理者による管理を、第12条では指定管理者の指定の手續等を、第13条では指定管理者が行う業務の範囲を、第14条では指定管理者が行う管理の基準を、第15条では指定管理者が行う場合の利用料金をそれぞれ規定するものであります。

また、別表中においては、条名の表示を引用規定の繰り上げに伴い、「第8条」を「第7条」に改めるものであります。

なお、附則の第1項は、この条例を公布の日から施行する旨規定するものであります。

また、第2項としましては、改正に伴う申請その他の行為に関します経過措置について規定させていただくものであります。

以上、議第87号及び議第88号の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,163万4,000円を追加いたし、総額を93億8,322万円といたすものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部にわたりまして歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに歳出でございますが、7ページをお開き願いたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目7電算管理費でございます。こちらにつきましては、番号法制度対応に係ります委託料でございます。社会保障・税番号制度に係ります年金情報連携等のためのシステム改修費といたしまして、節13委託料で180万8,000円を増額いたすものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目10の介護福祉費でございます。こちらにつきましては、介護給付費負担金に係ります介護保険特別会計への繰出金でございます。節28繰出金で307万3,000円を増額いたしました。

続きまして、目11障害者福祉費でございます。こちらは、けやきの家の移転改修実施設計業務に関するものでございますが、本年度推進しております垂井こども園の建設に伴いまして、来年度から垂井西保育園が空き施設となりますことから、けやきの家を現在の場所から垂井西保育園に移転し、改修を行うことを目的に設計業務を実施するものでございます。節13委託料で236万円の増額でございます。

次に、項2の児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、こちらにつきましては、平成28年度子ども・子育て支援交付金など過年度の国県支出金につきまして精算の結果、返還金が生じたので、節23償還金、利子及び割引料において不足いたします132万4,000円を増額させていただきました。

次に、目2児童福祉施設費でございます。こちらは、子育て支援センター臨時職員に係ります人件費でございますけれども、社会保険料と賃金につきまして不足が生じる見込みとなりましたことから、節4共済費では24万円を、節7の賃金では180万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、8ページに入らせていただきますが、同じくこちらは私立保育所の運営費負担金でござ



ございますけれども、年度末までの支出予定額を算出いたしましたところ不足が見込まれるため、節19負担金、補助及び交付金におきまして927万7,000円の増額をお願いいたしましたところでございます。

なお、以上の補正に伴いまして、7ページの財源内訳にありますとおり国庫支出金で281万9,000円、県支出金で141万円の増額をそれぞれ行うものでございます。

もう一度8ページに戻りますが、款4の衛生費、項2の清掃費、目2のクリーンセンター費でございます。こちらは、クリーンセンターの1号炉乾燥火格子ストーカにつきまして運転に支障が生じており、現状は応急処置により稼働しておるところでございますが、速やかに改修工事を行う必要があることから、節15の工事請負費におきまして928万6,000円の増額を行ったところでございます。

同じく目3の塵芥処理費でございますが、こちらにつきましては、県支出金の増額に伴いまして財源更正を行うものでございます。

今年度予算で設置をいたしましたエコドームのスポットクーラーの設置でございますが、このたび岐阜県の清流の国ぎふ推進補助金33万円が交付される見込みと相なりましたことから、その財源更正を行うものでございます。

続きまして款6の農林水産業費、項1の農業費、目7の農地費でございますが、こちらにつきましては、県営の土地改良事業負担金に関するものでございます。県の補正予算によりまして相川左岸地区の県営かんがい排水事業に係ります事業費が増額されることと相なりまして、これに伴いまして町の負担の増額でございますけれども、節19負担金、補助及び交付金におきまして18万2,000円の増額を行った次第でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目4のコミュニティ施設費でございます。こちらは、垂井にございます東町コミュニティセンター改修工事に関するものでございますが、雨漏りによりまして2階の和室及び屋根の改修が必要と相なりましたことから、節15の工事請負費でございますけれども、121万7,000円の増額をお願いしたところでございます。なお、財源内訳にありますとおり、当該工事の負担金といたしまして3分の1相当額40万6,000円を計上しておるところでございます。

続きまして9ページに入りますが、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目3の道路新設改良費でございます。こちらは県工事負担金に関するものでございますが、県単事業に係ります県道赤坂垂井線ほかの道路改良などが予算措置されたことに伴いまして、節19負担金、補助及び交付金におきまして962万円の増額を行いました。

次に、項4の都市計画費、目8の駅周辺整備費でございますが、本年度推進してまいりました駅南広場のベンチの設置でございます。5基設置をいたしましたところでございますが、本事業につきまして岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付される見込みとなりましたので、34万円の財源更正を行うものでございます。

次に、項5の住宅費でございます。目1の住宅管理費でございます。こちらにつきましては、

町営住宅の修繕料に関するものでございますが、本年度予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、節11の需用費で100万円の増額を行うものでございます。

続きまして款10の教育費、項2の小学校費、目2の教育振興費でございますが、こちらにつきましては、新入学用品費扶助に関するものでございますが、経済的な理由によりまして就学困難な児童・生徒の保護者を援助するための準要保護児童・生徒の就学援助費につきましては、これまで新年度に入り入学または進級された後に当該世帯に支給をしておりました。そのため、新たに1年生として入学される世帯への新入学用品費扶助につきましても、これまでは対象世帯の児童・生徒が入学された後に支給をしておいたところでございましたが、このうち特に新入学用品につきましては、入学前にあらかじめ準備購入をしておく必要があることから、国におきまして入学前支給が可能となるよう、このたび交付要綱が改正されたところでございます。したがって、この改正を受けまして垂井町におきましても新入学用品費の支給時期を入学前の3月に変更することといたし、これによりまして不足いたします金額について、節20の扶助費でございますけれども、44万7,000円の増額を行った次第でございます。よろしくお願いたします。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。

5ページをごらんになっていただきたいと思います。

款13国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の民生費国庫負担金、こちらにつきましては、私立保育所の運営費負担金に係ります国庫負担金の増額でございますが、節1児童福祉費国庫負担金といたしまして、281万9,000円の増額でございます。

続きまして款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金でございますが、こちらも同じく私立保育所の運営費負担金に係ります県負担金の増額でございます。節2の児童福祉費県負担金で141万円を増額いたしました。

次に、項2の県補助金、目3の衛生費県補助金につきましては、エコドーム環境整備事業振興補助金でございますけれども、歳出でも御説明しましたとおり、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることになりましたことから、節1の衛生費県補助金につきまして33万円の増額を行ったところでございます。

目7の土木費県補助金は、駅周辺施設環境整備事業振興補助金の交付に係ります増額の補正でございます。駅南広場のベンチの関連でございますけれども、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることになりましたので、節1の土木費県補助金で34万円の増額を行った次第でございます。

続きまして、款17の繰入金、項1の特別会計繰入金、目2の後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。こちらは、後期高齢者医療特別会計につきまして、前年度の精算を行いました結果、超過分となりました69万5,000円について、特別会計から一般会計へ繰り入れを行うものでございます。

6 ページに移りますが、款17繰入金、項 1 特別会計繰入金、目 3 介護保険特別会計繰入金でございます。こちら介護保険特別会計につきまして、前年度の精算を行いました結果、超過分となります246万3,000円につきまして、介護保険の特別会計から一般会計へ繰り入れを行うものでございます。

款18繰越金につきましては、収支の均衡を図るため3,317万1,000円の増額補正を行ったところでございます。

款19諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入、節 4 負担金につきましては、垂井東町コミュニティセンター改修工事負担金でございます。工事費の3分の1相当額でございますけれども、地元負担金として40万6,000円の増額を行っておるところでございます。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課所管に係ります議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と、議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

最初に、平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

表紙をお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,869万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億9,417万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節11需用費で76万8,000円を、節12役務費で32万8,000円を、節13委託料で283万4,000円を、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。これは、被保険者証の個人対応に係ります経費でございます。需用費、消耗品では被保険者証用のカバーを、それから印刷製本費では個人被保険者証と郵送用の封筒の印刷を、役務費では個人被保険者証の郵送料を、委託料では個人被保険者証の対応に係りますシステム改修の経費を見込んだものでございます。

続きまして款11諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料でございます。1,476万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成28年度の国民健康保険療養給付費等負担金等と、平成28年度の国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫県費負担金の額がそれぞれ確定しましたことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので返還をいたすものでございます。

続きまして、5 ページでございます。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金で1,869万9,000円の増額をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

表紙をお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,269万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節28繰出金で69万5,000円の増額をお願いするものでございます。平成28年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保険事業費につきまして精算を行いました結果、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございます。69万5,000円の増額補正をお願いするものでございまして、この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 現在、上程されております議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、健康福祉課所管ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、表紙の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に8,771万1,000円の増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,356万2,000円とするものです。

それでは、細部につきまして歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、こちらは9月議会の補正でお願いしました介護保険制度改正等システム改修業務委託料について、このほど国庫補助金が交付されることになりましたので、財源内訳のとおり国庫支出金を98万円増額、一般財源を98万減額に係ります財源更正をさせていただくものです。

次に、款2の保険給付費ですが、こちらは基本的に9月までの実績に基づきまして本年度の見込み額を算定しましたところ、一部の給付費において予算額に対し不足するおそれが生じてまいりましたので、それぞれ所要の増額をお願いするものでございます。

初めに款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目4居宅介護福祉用具購入費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護福祉用具購入費負担金ですが、こちらは自宅の浴室や便所などの補助用具として福祉用具を購入した際に支給されるものですが、本年度の見込み額が予算額

に対し不足するおそれが生じてまいりましたので、29万円の増額をお願いするものです。

次に、款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金の介護予防居宅サービス給付費負担金ですが、こちらは要支援の方が自宅を訪問してもらう訪問系サービスと、施設に通う通所系サービスを受けたときの給付費ですが、本年度の見込み額が予算額に対し不足するおそれが生じてまいりましたので、1,402万円の増額をお願いするものです。

次に、目4 介護予防サービス計画給付費、節19 負担金、補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金ですが、こちらは要支援の方に係ります介護予防サービスの計画作成に伴う給付費ですが、今年度の見込み額が予算額に対し不足するおそれが生じてまいりましたので94万円の増額をお願いするものです。

次に、8ページに移りまして、款2 保険給付費、項3 サービス給付費諸費、目1 審査支払手数料、節12 役務費の審査支払手数料ですが、こちらは岐阜県国民健康保険連合会への審査支払手数料ですが、こちらも本年度の見込み額が予算額に対して不足するおそれが生じてまいりましたので、38万円の増額をお願いするものです。

次に、款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、節19 負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金ですが、こちらは同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するというものですが、こちらも本年度の見込み額が予算額に対し不足するおそれが生じてまいりましたので、896万円の増額をお願いするものです。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金、節23 償還金、利子及び割引料の国庫負担金等過年度分精算返還金ですが6,065万8,000円の増額をお願いするものです。これは、平成28年度国及び県の負担金の精算に伴います超過交付額が確定しましたので所要額を返還するものですが、今回返還額が多いのは、国への要望時において、国が定める要望額の算定式が、町の見込み額に対し10%増しの調整がなされていたため、10%相当額の超過交付となったものです。

次に、款7 諸支出金、項2 繰入金、目1 他会計繰入金、節28 繰入金について246万3,000円の増額をお願いするものです。こちらは、平成28年度介護保険特別会計における一般会計からの繰入金について、精算に伴います繰入超過額を一般会計に繰り出しするものです。

以上が歳出です。

続きまして歳入ですが、5ページをごらん願います。

歳入につきましては、基本的に国・県、町、被保険者などにおける負担について、それぞれ割合が定まっておりますので、ルールに従い計上しております。

初めに、款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金ですが、こちらは国の負担分、給付費の20%相当分として491万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金ですが、こちらは市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として73万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、目2介護保険国庫補助金の介護保険制度改正等システム改修補助金ですが、こちらは歳出で説明しましたとおり、介護保険制度改正等システム改修業務委託料に係る国庫補助金が交付されることになりましたので、98万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金ですが、こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の28%相当分として688万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金ですが、こちらは県の負担分、給付費の12.5%相当分として307万3,000円の増額をお願いするものです。

次に、6ページに移りまして、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金ですが、こちらは町の負担分として給付費の12.5%相当分を一般会計から繰り入れるもので、今回307万3,000円の増額をお願いするものです。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金ですが、今回6,804万4,000円の増額をお願いするわけですが、こちらで収支の均衡を図った次第です。

以上、歳入歳出ともに8,771万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第82号から議第94号まで各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時10分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 後 藤 省 治

